

栃木県再生利用業者の指定等に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「施行規則」という。）第9条第2号及び第10条の3第2号の規定による再生利用業者の指定等に関し必要な事項を定めることにより、県内における産業廃棄物の再生利用の促進を図り、もって県内の廃棄物・リサイクル産業の育成を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 再生利用業者 再生輸送業者又は再生活用業者をいう。
- (2) 再生輸送業者 次条に規定する廃ペットボトルの収集又は運搬を業として行う者であって、施行規則第9条第2号の規定により知事の指定を受けたものをいう。
- (3) 再生活用業者 次条に規定する廃ペットボトルの処分を業として行う者であって、施行規則第10条の3第2号の規定により知事の指定を受けたものをいう。
- (4) 再生利用施設 再生活用業者が当該指定に係る再生利用を行う施設（次条に規定する廃ペットボトルを保管する施設を含む。）をいう。
- (5) 特定製造業者 次条に規定する廃ペットボトル（小売販売を業として行う者（以下「小売業者」という。）から有償で譲り受けたものに限る。次号において同じ。）を原材料としてフレーク状若しくはペレット状のプラスチック原料又はプラスチック製品（以下「プラスチック原料等」という。）を製造することを業として行う者であって、第10条第1項の規定により知事の認定を受けたものをいう。
- (6) 特定製造施設 特定製造業者が当該認定に係るプラスチック原料等の製造（以下「プラスチック製造」という。）を行う施設（次条に規定する廃ペットボトルを保管する施設を含む。）をいう。

(再生利用されることが確実であると認める産業廃棄物)

第3条 施行規則第9条第2号又は第10条の3第2号の再生利用されることが確実であると知事が認める産業廃棄物は、ポリエチレンテレフタレート製の容器（飲料又は特定調味料（資源の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成3年政令第327号）別表第5の4の項に規定する特定調味料をいう。以下同じ。）が充填されていたものに限る。）が廃棄物となったものであって、小売業者の店舗において他の廃棄物と分別して回収されたもの（以下「廃ペットボトル」という。）とする。

(再生輸送業者の指定)

第4条 知事は、廃ペットボトルの収集又は運搬を業として行う者であって、次の各号のいずれ

かに適合していると認めるものを、再生輸送業者として指定することができる。

- (1) 廃ペットボトルを小売業者の店舗から再生利用施設又は特定製造施設まで運搬する場合
- (2) 廃ペットボトルを小売業者の店舗から積替保管施設（廃ペットボトルを再生利用施設又は特定製造施設に運搬するために当該廃ペットボトルの積替え又は保管を行う施設をいう。以下同じ。）まで運搬する場合
- (3) 廃ペットボトルを積替保管施設から再生利用施設又は特定製造施設まで運搬する場合

2 知事は、前項の指定をしたときには、速やかにその旨を公示するものとする。

（再生活用業者の指定）

第5条 知事は、廃ペットボトルの処分を業として行う者を、その申請により、再生活用業者として指定することができる。

2 前項の指定の申請は、次に掲げる事項を記載した別記様式第1号による申請書を提出して行わなければならない。

- (1) 氏名及び住所（申請者が法人である場合には、名称及び住所並びにその代表者の氏名）
- (2) 申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条第6項の許可を受けている場合には、当該許可の年月日及び許可番号
- (3) 事務所又は事業場の所在地
- (4) 再生利用施設の種類、数量、設置場所、設置年月日及び処理能力
- (5) 申請者が法第15条第1項の許可（当該再生利用施設に係るものに限る。）を受けている場合には、当該許可の年月日及び許可番号
- (6) 再生利用施設の処理方式、構造及び設備の概要
- (7) 再生利用（廃ペットボトルの再生利用をいう。以下同じ。）に係る取引関係
- (8) プラスチック原料等の種類
- (9) 申請者が法人である場合には、役員の名及び住所
- (10) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上に相当する額を出資している者があるときには、これらの者の氏名又は名称、住所及び当該株主の有する株式の数又は当該出資している者の出資の額
- (11) 申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合には、名称及び住所並びにその代表者の氏名）
- (12) 申請者に廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「施行令」という。）第6条の10に規定する使用人がある場合には、その者の氏名及び住所

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、申請者が、既に法第14条第6項の許可を受けている場合には第1号から第3号まで、第5号及び第6号（当該許可が再生利用に係るものである場合に限る。）、第7号から第10号まで及び第14号から第17号までに掲げる書類、既に法第15条第1項の許可（当該再生利用施設に係るものに限る。）を受けている場合には第1号から第3号まで、第5号から第10号まで及び第14号から第17号までに掲げる書類は、その添付を省略することができる。

- (1) 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
 - (2) 申請者が法人である場合には、役員住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書
 - (3) 申請者が個人である場合には、住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書
 - (4) 廃ペットボトルの搬入から再生利用に至るまでの一連の工程（以下「一連の工程」という。）を記載した書類
 - (5) 再生利用施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに再生利用施設の付近の見取図
 - (6) 申請者が再生利用施設の所有権（所有権を有しない場合には、再生利用施設を使用する権原）を有することを証する書類
 - (7) 再生利用を行うに足りる技術的能力を説明する書類
 - (8) 再生利用の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
 - (9) 申請者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
 - (10) 申請者が個人である場合には、資産に関する調書並びに直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
 - (11) 再生利用に係る事業計画書（別記様式第2号）
 - (12) 再生利用について継続的な取引関係を有することを説明する書類（別記様式第3号）
 - (13) 一連の工程において、周辺地域の生活環境の保全について適正な配慮がなされていることを説明する書類
 - (14) 申請者が法第14条第5項第2号イからへまでに該当しない者であることを誓約する書面
 - (15) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上に相当する額を出資している者があるときには、これらの者の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（これらの者が法人である場合には、登記事項証明書）
 - (16) 申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（法定代理人が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書）
 - (17) 申請者に施行令第6条の10に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書
- 4 知事は、第1項の指定の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の指定をしてはならない。
- (1) 再生利用施設が再生利用に適するものであること。
 - (2) 申請者の能力が次のいずれにも該当するものであること。
 - ア 再生利用を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。
 - イ 再生利用を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

- (3) 再生利用施設に搬入された廃ペットボトルについて、異物の除去、洗浄、破砕その他処理を行い、プラスチック原料等を製造することを目的としていること。
 - (4) 再生利用について、継続的な取引関係を有すること。
 - (5) 一連の工程において、周辺地域の生活環境の保全について適正な配慮がなされていること。
 - (6) 申請者が法第14条第5項第2号イからへまでのいずれにも該当しないこと。
 - (7) 申請者が第9条第1項の規定により第1項の指定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合には、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）であった者が当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）に該当しないこと。
- 5 第1項の指定には、生活環境の保全上必要な条件を付することができる。
- 6 知事は、第1項の指定をしたときには、速やかに、別記様式第4号による指定証（以下「指定証」という。）を申請者に交付するとともに、指定した旨を公示するものとする。

（再生活用業者の指定の更新）

- 第6条** 前条第1項の指定は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失うものとする。
- 2 前条第2項から第6項までの規定は、前項の更新について準用する。この場合において、同条第3項中「書類は」とあるのは「書類、指定の内容に変更がない場合には第4号から第6号まで及び第11号から第13号までに掲げる書類は」と、同条第6項中「交付するとともに、指定した旨を公示する」とあるのは「交付する」と読み替えるものとする。
- 3 第1項の更新の申請があった場合において、同項の期間（以下「指定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なお効力を有する。
- 4 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

（再生活用業者の指定に係る事業の変更）

- 第7条** 再生活用業者が第5条第2項各号に掲げる事項を変更したときは、当該変更の日から10日以内に、別記様式第5号による届出書（以下「変更届出書」という。）を知事に提出しなければならない。
- 2 変更届出書には、第5条第3項各号に掲げる書類のうち当該変更に係るものを添付しなければならない。ただし、再生活用業者が、当該変更について、既に法第14条の2第1項の許可を受けている場合又は同条第3項の規定による届出をしている場合には第1号から第3号まで、第5号及び第6号（当該許可が再生利用に係るものである場合に限る。）、第7号から第10号

まで及び第14号から第17号までに掲げる書類、既に法第15条の2の6第1項の許可（当該再生利用施設に係るものに限る。）を受けている場合又は同条第3項において準用する法第9条第3項の規定による届出をしている場合には第1号から第3号まで、第5号から第10号まで及び第14号から第17号までに掲げる書類は、その添付を省略することができる。

- 3 第1項の場合（指定証の記載事項に変更がある場合に限る。）において、再生活用業者は、変更届出書を提出する際に、当該指定証を提出し、その書換えを受けなければならない。

（再生活用業者の指定に係る事業の全部の廃止）

第8条 再生活用業者は、当該指定に係る事業の全部を廃止したときは、当該廃止の日から10日以内に、別記様式第6号による届出書を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の場合において、再生活用業者は、同項の届出書を提出する際に、指定証を返納しなければならない。

（再生活用業者の指定の取消し）

第9条 知事は、再生活用業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該指定を取り消すことができる。

- (1) 法若しくはこの要綱に違反する行為をしたと認めるとき、又は他人に対して当該行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が当該行為をすることを助けたと認めるとき。
- (2) 不正の手段により第5条第1項の指定を受けたと認めるとき。
- (3) 第5条第4項に規定する基準に適合しなくなつたと認めるとき。
- (4) 第5条第5項の規定により指定に付した条件に違反したと認めるとき。

- 2 前項の場合において、再生活用業者は、直ちに指定証を返納しなければならない。

（特定製造業者の認定等）

第10条 知事は、廃ペットボトル（小売業者から有償で譲り受けたものに限る。）を原材料としてプラスチック原料等を製造することを業として行う者を、その申請により、特定製造業者として認定することができる。

- 2 第5条第2項から第6項までの規定は第1項の認定について、第6条の規定は同項の認定の更新について、第7条の規定は同項の認定に係る事業の変更について、第8条の規定は同項の認定に係る事業の廃止について、前条の規定は同項の認定の取消しについて、それぞれ準用する。この場合において、第5条第6項中「交付するとともに、指定した旨を公示する」とあるのは、「交付する」と読み替えるものとする。

（再生活用業者等による実績報告）

第11条 再生活用業者又は特定製造業者は、各年度における当該指定又は当該認定に係る事業の実績について別記様式第7号による報告書を、翌年度の6月30日までに、知事に提出しなければ

ばならない。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から実施する。
- 2 一般廃棄物（ポリエチレンテレフタレート製の容器（飲料又は特定調味料が充填されていたものに限る。）が一般廃棄物となったものに限る。）の処理施設を設置している者が第5条第1項の指定を受けて廃ペットボトルを処理しようとする場合における当該処理を行う施設の設置については、栃木県廃棄物処理に関する指導要綱（平成10年6月16日付け公告）の規定は適用しない。